

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 個人所得税 (PIT)
2. 法人税 (CIT)
3. 外国契約者税 (FCWT)
4. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。

個人所得税 (PIT)



GUIDANCE RULINGS

海外で住宅を賃貸する事による収入がある外国人は、個人所得税 (PIT) を申告する必要があります。

日本国内で住宅を賃貸する事による収入が年間1億VND以上ある場合、その外国人は2015年6月15日付ベトナム財務省発行のCircular 92/2015/TT-BTC第8条のa項とb項に定められたPIT申告方法及び手続きに基づいて、ベトナムのPITを申告する必要があります。

賃貸住宅が日本に所在する為、ベトナムのPITを住宅が所在する日本の税務当局に申告することができないので、当該外国人は、その海外の賃貸住宅からの収入に関するPITの申告書を、その外国人の給与所得を直接管理する地方税務局（すなわち、外国人のベトナムでの勤務地または勤務による収入を管理する税務当局）に提出することになります。

この場合、Circular 92/2015/TT-BTCに付随された申告書の01/TTSフォームが必要となります。01/TTSフォームの32と33の項目については、その個人が税務行政法における免税、減税の対象となる場合、32項の「免税対象所得」と33項の「PITの減税額」を自ら確定し申告しなければなりません。免税・減税の対象でない外国人はこれらの項目については申告する必要はありません。

税務当局は、外国で納税した税額をベトナムで控除する場合、ハノイ税務局の2020年5月30日付のOfficial Letter No. 16468/CT-TTHTに基づいて控除の申請することを求めています。

(日本での賃貸住宅からの収入に関するハノイ税務局発行の2020年11月23日付 Official Letter No.101326/CTHN-TTHT)

個人グループに対する個人所得税 (PIT)

ある会社は、仕事を行う個人のグループの代表者である非事業者の個人と契約を締結し、その会社は支払の都度に10%のPITを源泉徴収を行っています。もしその会社が、グループ内の各個人の所得を特定できない場合、会社はグループの代表者に支払った所得の合計額を申告し、シート05-02/BK-QTT-TNCNによってPIT源泉徴収額を申告することになります。

年末において現行規定に従い、各個人がPIT確定申告対象に該当する場合、その課税年度に受け取った全ての所得を管轄税務当局に確定申告しなければなりません。

(ハノイ税務局発行の2020年11月13日付 Official Letter No.99064/CT-TTHT)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税 (CIT)



GUIDANCE RULINGS

追加で行うサブリース事業に係る法人所得税 (CIT) の優遇

Official Letterによると、企業が増資やプロジェクトの拡大と関係なく、使用していない事務所、工場、倉庫をサブリースする事業を行う（追加する）場合、そのような追加された事業活動からの所得はCIT優遇の対象とはなりません。

(税務総局発行の2020年11月4日付
Official Letter No.4703/TCT-CS)

駐在員のためのCovid-19パンデミックに関連する費用に関する法人所得税 (CIT) 及び個人所得税 (PIT) の取扱い

駐在員のためのホテルでの隔離に係る諸費用（宿泊費、生活費）については、労働契約書に宿泊費を会社が負担する旨が記載され、かつその支払いの裏付けとなる請求書と支払伝票がある揃っている場合に限り、法人所得税 (CIT) の損金算入が可能となります。

Covid-19検査費用はCircular No.78/2014/TT-BTCの第6条、2.30項（Circular No.96/2015/TT-BTCの第4条により改正済）に定められた条件を満たし場合に限り、従業員へのベネフィットとみなされ、CITの損金算入が可能となります。

会社が駐在員のために支払った隔離に係る諸費用は、駐在員へのベネフィットとみなされ、個人所得税 (PIT) の対象となります。

(税務総局発行の2020年11月26日付
Official Letter No.5032/TCT-CS)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



GUIDANCE RULINGS

ベトナム市場における商品の輸出入・流通の権利に関する外国契約者税 (FCWT)

ベトナム企業が外国企業（ベトナムに恒久的施設を持たない）との間で購入契約を締結し、その外国企業がベトナム商法に基づいてベトナム国内で商品の輸出入、流通の権利を実行し、輸出のための商品を購入し、ベトナム企業に商品を販売した場合、その外国企業はベトナムのFCWTの対象となります。

ベトナム企業は政令第126/2020/NĐ-CP号の第8条、第4項、n号に基づき、外国企業に代わってFCWTを源泉徴収し、納税する責任があります。

(ビンズン税務局発行の2020年12月9日付Official Letter No.28085/CT-TTHT)

親会社への支払利息債務に課されるFCWT

ベトナム企業が外国にある親会社（外国契約者）から融資を受けた場合、その借入金に係る支払利息にはベトナムのFCWTが課せられます。ベトナム企業はCircular 103/2014/TT-BTCに基づき、親会社に代わってFCWTを源泉徴収し、納税する義務があります。

親会社に利息の支払いを免除された場合、ベトナム企業はその免除された利息を法人所得税算定の際に、その他の所得として認識する必要があります。

(ビンズン税務局発行の2020年12月4日付Official Letter No.27648/CT-TTHT)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



GUIDANCE RULINGS (cont.)

ギフトカードの販売による所得に課されるFCWT

海外の業者（外国契約者）がベトナム国内でギフトカードの販売による所得を得た場合、当該所得はベトナムのFCWTの対象となります。

ベトナム企業は外国業者に支払いを行う前にFCWTを源泉徴収する責任があります。

(ハノイ税務局発行の2020年8月21日付 Official Letter No.77551/CT-TTHT)

みなし輸出入（on-the-spot export and import）の形式での商品販売により発生した所得に課されるFCWT

外国契約者がベトナム国内でみなし輸出入（on-the-spot export and import）の形式で商品販売し、ベトナム国内で所得を得た場合、当該所得はFCWTの対象となり、1%の法人所得税（CIT）が課されます。ベトナム国内で商品を受け取ったベトナムの当事者は外国契約者に代わり、CITを申告、源泉徴収し、納付する責任があります。

外国契約者が商品販売に関連するサービスを提供する場合、そのサービスはベトナムの付加価値税（VAT）の対象となります。ベトナムの当事者は外国契約者に代わりVATを源泉徴収し、納付する責任があります。

(ビンズン税務局発行の2020年11月30日付 Official Letter No.26877/CT-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

輸出用製品の製造及び加工のために輸入された原材料に対する付加価値税（VAT）の還付

外国企業との間で締結された輸出製造または輸出加工契約に基づき、輸出用製品の製造加工のために輸入された原材料、消耗品および部品である貨物（付加価値税法の第13/2008/QH12号の第20条、第5項に基づく付加価値税（VAT）の対象外であるもの）に対して、輸入時にVATが支払われている場合、その支払われたVATは、税関当局により規則に基づき、過払い税金として決定され、還付されることとなります。

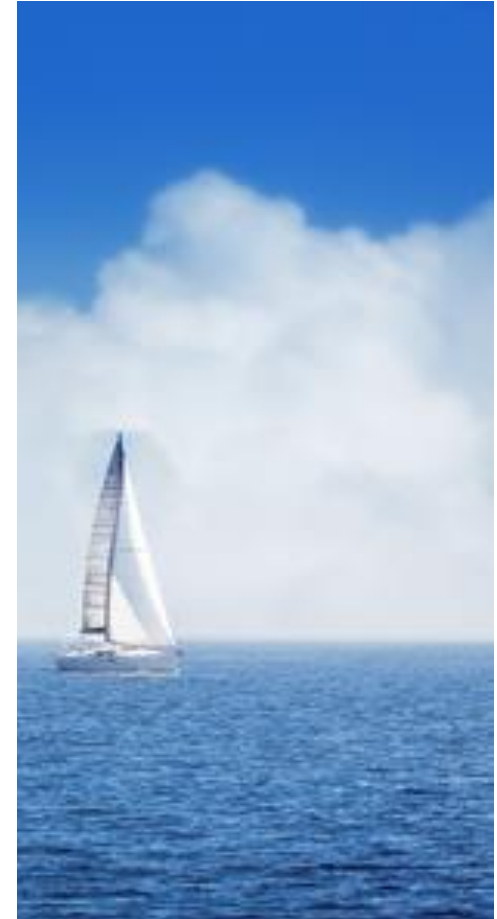
(財務省発行の2020年11月24日付Official Letter No.7434/TCHQ-TXNK)

輸出加工企業（EPE）の支店は、税関手続を行うか否かを選択することが可能

輸出加工区、工業区、経済区内に設立されたEPEの支店であり、会計上そのEPEの本社に帰属し、かつEPEと外部との境界に関する要件を満たす場合、その支店はEPEスキームを適用することができます。

その為、EPEの支店間で貨物を取引する際、当該支店は関税手続を行うか否かを選択することが認められています。

(税関総局発行の2020年11月26日付Official Letter No.3450/HQHCM-GSQL)



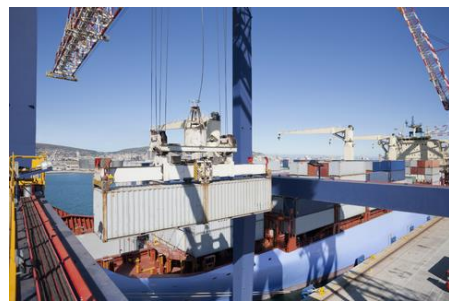
Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS (cont.)

欧州連合・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）における原産地証明について

1. EVFTA発効日（2020年8月1日）以降に保税倉庫から国内市場に輸入されたEU域内原産の商品については、提出された原産地証明がCircular No.11/2020/TT-BCT および Circular No.38/2018/TT-BTC の要件を満たせば、特別優遇税率を享受できます。

原産地証明書として、貨物の明細が十分に記載されているインボイス、納品書、その他の商業書類等（納品書、プロフォーマインボイス、パッキングリストなど）輸出業者が自ら原産地を証明する書類を含めることができます。

注：船荷証券や航空運送状などのシップメント書類は、商業書類とはみなされません。

2. EUからベトナムに輸入された貨物の原産地自己証明書における、輸出業者の署名についての要件。

- 総額が6,000ユーロを超える貨物の場合：輸出者がREX番号を持っていれば、税関当局は署名なしで原産地証明書を受付けます。
- 総額が6000ユーロ以下の貨物の場合：原産地証明書には、輸出者の手書きの署名が必要となります。

3. 原産地申告書の本文中の、原産国の宣言について

- 原産地証明の本文にEU/欧州連合の原産国を申告し、さらにEU加盟国である特定の国名も申告する場合、原産地証明の有効性には影響しません。
- 原産地証明の本文にEU加盟国である特定の国名のみを宣言する場合、ベトナムの地方税関当局は規則に従いその原産地証明を却下し、税関総局に報告し、EUの所轄官庁に通知する必要があります。

(財務省発行の2020年12月8日付Official Letter No.7735/TCHQ-GSQL)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.